

■清掃業務(告示番号第2906号及び第2907号)に関する質問及び回答一覧

No.	質問日	回答日	調達案件名称	質問事項	回答	回答作成者
1	8/4	8/9	白石区複合庁舎清掃業務	日常清掃の地下駐輪場の扱いについて 地下駐輪場の閉鎖期間(12/1~3/31)については当該部分の清掃は原則行わない、(中略)地下2階、地下1階、1階ロビーを重点的に行うとありますが、地下駐輪場の人工を、その期間中は地下2階、地下1階、1階ロビーへ加算するという考え方でよろしいのでしょうか。あるいは加算は無いが、地下2階、地下1階、1階ロビーでの通常の人工の中で重点的に作業を行うという考え方なのでしょうか。	地下駐輪場の閉鎖期間中については、地下駐輪場清掃に係る人員を振り分けて(人工加算)、地下2階、地下1階、1階ロビーの清掃を重点的に行っていただくこととして、当該仕様書を作成しています。	白石区市民部 総務企画課
2	8/4	8/9	苗穂まちづくりセンター・地区会館・児童会館清掃業務	①仕様書1ページ「5.業務内容(1)日常清掃」の欄に ア 苗穂まちづくりセンター地区会館 イ 地区会館及び児童会館 との表記がある。 ②仕様書後半面積表 1ページに「日常清掃作業内容(児童会館部分)」 2ページに「日常清掃作業内容(苗穂まちづくりセンター、地区会館部分)」との表記がある。  ① ②より、①仕様書1ページ「地区会館」の表記が重複しております。 「ア」と「イ」では作業日数が異なりますので、「地区会館」の作業日数及び面積が特定できないのではないかと思料いたします。	ご質問をいただいた点につきましてご回答致します。 仕様書1ページ「5.業務内容(1)日常清掃」の欄に ア 苗穂まちづくりセンター地区会館 イ 地区会館及び児童会館 と記載を致しましたが、こちらは誤りで正しくは ア 苗穂まちづくりセンター及び地区会館 イ 児童会館 となります。 作業日数について、苗穂まちづくりセンター及び地区会館については土曜日、日曜日、国民の休日及び年末年始の休日を除く毎日とし、児童会館は日曜日、国民の休日及び年末年始の休日を除く毎日となります。また業務の対象となる建物延床面積は苗穂まちづくりセンター及び地区会館が426㎡となり、児童会館が579㎡となります。	中央区市民部 総務企画課
3	8/7	8/9	東区土木センター庁舎清掃業務	1 定期清掃の床や窓ガラスの清掃の回数は、年6回(3年間で18回)ということ間違いありませんか？ 2 定期清掃の床剥離洗浄は年1回(3年間で3回)ということ間違いありませんか？ 3 定期清掃の窓ガラス清掃の面積は教えていただけますか？	1 年6回(3年間で18回)となります。 2 年1回(3年間で3回)となります。 3 106.722㎡です。	東区土木部 維持管理課
4	8/7	8/9	清掃業務(全件共通)	この度の清掃・設備保守管理業務の一般入札に関し、入札書及び委任状に記載する年月日の具体的記入方法が記載されていないので明確に提示してほしい。 仕様書に関しての質問はFAX等でもかまわないが、書類提出方法に関してはその都度説明しても良いのではないかと？ 例として入札書は社長印にて入札も、開札時急用にて行けない場合は委任状を持った代理人が開札に参加しても大丈夫なのか？ 多数のケースがあると思いますので明確に説明してほしい。	入札書の日付は、原則として入札書を作成した日を記載します。 また、委任状の日付は、委任状を作成した日を記載します。 なお、例示のケースにあつては、入札に立ち会うことができるのは、入札者に限られますので、代理の方が立ち会う場合は、別途「開札立ち会いに関する委任状」が必要となります。 以上を含め、「入札書及び委任状の記載方法について」別途市役所ホームページの各案件情報に掲載しましたので、内容をご確認ください。	財政局管財部 契約管理課